

入札監理小委員会
第523回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第523回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年10月24日（水）17：19～19：37

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 地層調査研究推進本部の評価等支援業務（文部科学省）
- 「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」、「マザーズハローワーク」における求職者セミナー、キャリア・コンサルティング等業務（厚生労働省）
- 宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査（内閣府）
- 農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）（厚生労働省）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員

（文部科学省）

研究開発局 地震・防災研究課 林地震調査管理官

研究開発局 地震・防災研究課 庄司課長補佐

研究開発局 地震・防災研究課 清水地震調査官

研究開発局 地震・防災研究課 増田地震調査官

（内閣府）

宇宙開発戦略推進事務局 須藤参事官

宇宙開発戦略推進事務局 池田参事官補佐

（厚生労働省）

職業安定局 総務課 小野寺首席職業指導官

職業安定局 総務課首席職業指導官室 横田若年者就職援助係長

(厚生労働省)

職業安定局 雇用開発部農山村雇用対策室 小林室長

職業安定局 雇用開発部農山村雇用対策室 熊田室長補佐

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第523回入札監理小委員会を開催します。

本日は、「地層調査研究推進本部の評価等支援業務」、「『新卒応援ハローワーク』、『わかものハローワーク』、『マザーズハローワーク』における求職者セミナー、キャリア・コンサルティング等業務」、「宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査」、「農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）」の実施要項（案）4件の審議を行います。

まず初めに、「地層調査研究推進本部の評価等支援業務」の実施要項（案）について、文部科学省研究開発局地震・防災研究課、林地震調査管理官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○林地震調査管理官 文部科学省地震・防災研究課です。この説明では、まず、事業の背景、事業の概要を説明しまして、その後、競争性と質の確保のために考慮した点の順で説明させていただきます。

まず、事業の背景でございますが、本事業は地震調査研究推進本部——以下、地震本部と呼ばさせていただきます——が実施する審議や活動を円滑かつ効率的に推進するための技術的支援を行うものでございます。

地震本部ができましたのは、平成7年の阪神淡路大震災をきっかけとしております。この震災では、地震に関する調査研究の成果が国民に還元されていないなどの点が課題になりました。同じ年、地震対策特別措置法というものができまして、そこで地震本部が発足しました。

現在、地震本部では、新たな地震調査研究の推進についてという別紙1にあるところなんですけれども、長期方針に従って事業を進めているところです。この長期方針は10年目に当たりまして、実はレビューを受けております。別紙2というレビューがございまして、これに基づいて、次期の長期計画である総合基本施策が今年度末ごろに策定されて、それに掲げられた目標の達成に向けた活動をするということになります。

具体的には、地震本部はこれまでと同様、今後の地震発生予測、それから、地震による揺れや津波の大きさについて審議をしまして、その評価を行って、評価結果などの成果について、広報などを実施していくこととなります。こうした地震本部の活動を円滑かつ効率的に進めるために本事業では関連するデータや資料の収集、調査、分析、ウェブサイトの運営といった技術的な支援を行うこととなります。

事業の概要に入ります。本事業は地震本部の審議に必要なデータや資料の収集、調査、

分析、ウェブサイトの管理、運営などを実施するものですが、地震本部の構成というのは別紙の4にございます。また、本事業の大きなテーマ4つが実施要項（案）2ページ目の①番、事業内容のところに（ア）から（エ）までありますが、この4つの事業テーマで構成しております。長期評価、強震動評価、津波評価に資するデータ・資料の収集や調査・分析など、それから、（エ）で、それに伴う会議運営支援、ウェブサイト運営、データベース管理ということになります。これら（ア）から（ウ）の事業は、それぞれの各評価は連携して実施される必要がございます。これらの評価に際して、関連するデータを適切に管理、公開する（エ）の項目についても含めて全体として組み合わせて、一貫性のある事業の実施が必要となります。

以下、事業内容の説明をしますが、大変ページ数が多いものですから、概要だけとさせていただきます。個別の詳細の説明は省かせていただきます。また、専門用語が別紙8のところがございます。

まず、事業の（ア）から（エ）のうちの（ア）ですが、長期評価に関する事業が5ページから15ページになります。こちらは内陸や海域で発生する活断層における地震や海域で発生する海溝型の地震についてのものです。これに関して、審議に関連した文献や最新の知見の収集、会議資料、公表資料を作成するといった事業内容になります。また、被害が伴うような大規模な地震が発生した場合には、臨時会議として、翌日ごろまでに会議を開きます。この臨時会議は休日でも開かれることがあります。夜間に開かれることもあります。こういった会議の対応等についても、その他の会議と同様の対応をしていただくこととなります。会議に必要な資料の作成、説明などです。

また、13ページになるんですけども長期評価の手法の高度化に関係して、業務を高度化したいということで、大地震に至るまでの観測データを長期的な地震発生予測へ組み込むための検討というものを実施していただきます。

続きまして、（イ）ですが、15ページから26ページになります。（イ）は長期評価で評価された地震による地面の揺れを評価するという強震動評価でございます。強震動評価でも最新の知見の収集や地震観測記録などのデータ、資料の収集、そして会議資料、公表資料の作成といった内容が含まれています。また、長周期地震の予測地図を作成するための活動としまして、地下構造モデルの調査、検討やプレート境界型地震の強震動予測の分析、活断層沿いの地震の強震動予測といった高度な内容も含んでおります。

続いて、（ウ）の津波評価ですが、26ページから31ページになります。これは長期評

価で評価した海溝型の地震に伴う津波の高さなどを評価することになりますが、これを支援していただく事業です。海域で発生する海溝型の地震に関しての審議に関連した文献収集、最新の知見の収集、会議資料、公表資料の作成が含まれています。また、津波を評価するために必要となる観測データに当たるんですが、津波痕跡、また、津波を直接観測したデータの収集、整理も含めております。やや高度な内容として、波源断層モデルを構築しまして、津波高と津波波形を計算するという支援内容も含まれております。

以上、(ア) から (ウ) の評価に関係するような事業ですが、これについては関係する各会議に出席していただき、作成した会議資料の説明を行っていただくことになっています。また、公表資料の事前のチェック、それから、公表した資料のウェブへの掲載といった内容も実施していただくことになっております。

続いて、(エ) ですが、31ページから36ページになります。会議等の運営支援、ウェブサイトの運営、データベース管理といった内容ですが、会議の受付などの会議運営補助、それから、議事概要の作成、それから、会議に関係してメーリングリストというものを私どもは連絡手段として持っていますが、この運営などを行っていただきます。

(エ) - 2になる32ページからですが、ウェブサイトの運営というところでは、(ア) から (ウ) の各評価を通じて、公表されることとなった内容などについて、コンテンツの更新、それから、ウェブサイトの企画、提案といったことも実施していただきます。

35ページからになるかと思いますが、(エ) - 3のデータベース管理、ここでは、地震本部の地震調査、研究、観測データなどのデータベースの更新、また、これらをウェブサイト公開するためのシステムの構築、管理、システムのセキュリティーの確保などを行っていただきます。

事業の概要としては以上で、続きまして、競争性を確保するために、本仕様において考慮した点を紹介させていただきます。

まず、本事業は実施期間を平成31年4月からの3年間とすることによりまして、作業を柔軟なスケジュールで実行できるように配慮しております。実施期間を3年としていることで、例えば、特に知見の収集というのは、調査の準備に当たりますが、これから調査結果の整理、そして、成果の報告書をつくるといった一連の作業について、それぞれ段階ごとに難易度といったものが違ってきますので、一連の作業の難易度に応じて作業のスケジュールを柔軟に組むことができますし、経験の少ない作業者にどういった作業を担当させるかといったことで、教育、訓練の期間を設けることも可能となります。

続いて、作成する資料内容や調査内容の補完として、必要な事項を仕様の中で具体的に明記したということがあります。例えば、収集、調査、分析などをするデータ、文献、学会などの範囲を具体的に明記しました。別紙5などにリストを出したものでございます。

また、40ページなんですけれども、入札参加資格のところ、単独で本事業が担えない場合には共同事業体として入札参加が可能であるようにしております。新規参入を考えている企業などが事業の規模感を得られますように、過去の実施状況として、別紙9にあるような情報開示ということも行っております。

また、地震本部の事業の関係者がメーリングリストの閲覧者であるんですけれども、新たな企業の参入を促すために、地震調査委員会などのメーリングリストで本事業についても周知をしております。

続いて、質の確保のために考慮した点でございますが、43ページに落札者の決定の評価基準というものを定めております。本事業を実施するに当たっては、業務計画に沿って着実に業務が実施できるように、工程管理表の様式を別紙12で定めてございます。これに基づいて、文部科学省が逐次、業務を確認するという体制をとります。

さらに、会議資料などで作成された資料が適切なものであるかといった観点の質問などを含むアンケート調査というものを実施いたします。委員会や部会などの委員を対象としているものですが、満足度の目標値を60%としております。目標値に達しない場合には、具体的な改善方策を講じることによりまして、質の確保を図るということにしております。

こういった考慮をすることによりまして、公共サービスの質を維持しつつ、民間企業等の競争の機会をより拡大した入札を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。どうぞ。

○浅羽副主査 ご説明いただきどうもありがとうございました。ご説明いただきました入札の実施要項（案）につきまして、いろいろな業務の際に、「地震・防災研究課と相談の上」、あるいは、「調整を行った上で」という文言がいろいろと出てまいります。

それぞれに関しては、違和感はないんですけれども、ただ、その前のところで、2ページ、(1)の4つの事業テーマについてご説明いただきましたが、①の一番最後のところ、(ア)の上のところ、地震・防災研究課との連携を深めるために、四半期に一度、地震・

防災研究課と打ち合わせを行うことということが、これだけ特出しされているんですけれども、これは具体的に何をやるものなんでしょうか。あるいは、後ろのほうの相談とか調整と何か関係があるものと読むべきなんでしょうか。ご教示いただければ幸いです。

○林地震調査管理官 実際には、現事業でも四半期に一度打ち合わせを行っております。主な目的としましては、現在、各評価を目的とした委員会での審議状況を踏まえて、今後、目先、例えば四半期ですとか半期、こういった作業をしていく必要があるかということについての確認、また、特に、進捗の管理をするということが大きな目的として打ち合わせをしております。この仕様においても同じような目的での打ち合わせをしたいと考えております。

○浅羽副主査 そうしますと、新たにもし民間事業者さんが受託した場合、四半期に一遍というものに関しては、特段、これに関しては何か負荷がかかるような、特別に用意しなければいけないことがあるということではないという理解でよろしいでしょうか。先ほどの管理官のお話を伺っていますと、純粋にこれからの四半期の打ち合わせと受け取ったんですが、それで間違いないでしょうか。

○林地震調査管理官 これまでと同じように、どの事業者になっても四半期に一度程度は進捗を確認する必要がございますので、また、内容としても、どの事業者になっても、打ち合わせの内容としては変わらないものになるかと思えます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。そのほかに各事業等々を行っていく際に、例えば、ウェブサイトの内容とか掲載する時期等々、いろいろと相談、あるいは調整をするということでもよろしいわけですね。

○林地震調査管理官 仰るとおりです。

○浅羽副主査 適宜、必要に応じてというお話で。かしこまりました。ありがとうございます。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございました。説明会に4者参加されたということなんですけれども、落札された財団法人さん以外では、どのような方々がいらっしゃったのでしょうか。

○庄司課長補佐 民間の建設業界の方、コンサルティングのところは2者と、あと独立行政法人が1者です。

○生島専門委員 独立行政法人というのは地震に関係あるところですか。

○庄司課長補佐 防災科学技術研究所です。

○生島専門委員 ですけども、皆さんヒアリングをしたら、資源の確保が困難というお話だったんですかね。

○庄司課長補佐 はい、そうでございます。

○生島専門委員 具体的には、資源というのはどのような資源の確保が困難だったという話だったのでしょうか。

○庄司課長補佐 結構広範囲な分野にまたがりますので、基本的には人材です。この業務に携われるような分野の人材が確保できなかったということが結構多かったです。

○生島専門委員 専門性の高い人材。

○庄司課長補佐 はい、そうですね。あと人数ですね。

○生島専門委員 人数。

○庄司課長補佐 はい。

○生島専門委員 それに対しては何か解決策というのは、御省さんのほうでは、お考えは。

○庄司課長補佐 基本的には、単体での入札というのは、なかなか他企業さんでも難しいのかなというのがあるので、そこは共同体なり協力者として共同で提案していただく形をとれる形で対応しております。

○生島専門委員 人数もさることながら、専門性の高い人材というのは、具体的にはどういう資格の方が確保が難しいのでしょうか。こちらの中に書いてありますか、有資格者の方とか……。

○林地震調査管理官 そこまではヒアリングで情報を取得できていないところですね。

○生島専門委員 想像されるに、どのあたりが難しいでしょうか。

○林地震調査管理官 おそらく幅広い業務でもありますので、個別にどの特別な事業の人材が確保しにくいということではないかとは思いますが、1つの事業者の中で全てをカバーできる人材がそろわないという意味だと推測はいたしますが、ヒアリングで確認できているわけではないです。

○生島専門委員 せっかく4者もいらして、すごく意欲があるのかなと思ったので、深くそこを掘り下げていくと、何かより直接的な対策が見つかるのかなと思ひまして、ご質問させていただきました。ありがとうございます。

○尾花主査 何点か教えてください。実施要項の別紙9-1、従来の実施状況に関する情報の開示のところなんですけど、一番下のところに自己充当額という表現がございまして、これを見ると、契約上限額を超過したため、自己で補填した経費という記載があるんです

が、これは何を意味しますか。

○庄司課長補佐 委託契約は契約の上限額というのがあるんですが、その経費を超えて実際に事業の実施に使用した経費となりますので、この分には受託者のほうで負担していた金額になります。

○尾花主査 わかりました。業務の内容を拝見しますと、地震等が起こった場合には、直後に会議を開く等、流動的な要素がご説明で承りました。そういった場合に、業務の全体が把握できないときに上限を決めて、あとは自己負担をなさという形の進め方によりますと、民間事業者さんはとても参入できないのではないかと懸念があるんですが、その点はどのような整理をされますか。

○林地震調査管理官 まず、臨時の会議が必要なものは地震調査委員会というものになります。実績としては、昨年度は臨時の会議はゼロです。今年度はこれまでのところ、2回ですね。ですので、大体3年間を通せば、流動的とはいえ、およその数は見積もれるだろうと考えております。

○尾花主査 とはいえ、地震なので、見積もれるかという基本は見積もれないという切り分けになるのではないかと思います。これを見ると、400万は自己負担をなさというメッセージに見えてしまうので、何か工夫ができないのかなというのは実施要項(案)を拝見して感じた次第です。民間事業者が入札を考える際に、この不確定要素は非常に高いハードルになるのではないかと考えます。従って、重要な事業なのはよくわかるんですが、このあたりは工夫が必要かなと思います。

さらに申し上げますと、民間事業者さんの中には、一旦御省からお金を受けたものを、さらに謝金として渡すというのが難しい事業者さんがいるんですが、また、事業の進め方によっては固定費のほうは除いて、それ以外のもので価格競争させようという事業もあるんですが、本件はそれになじまないということでしょうか。急に決めてくださいというのは無理なので、例えば、そういう形で金額も大きいですし、事業も非常に大きいので、そういうことを工夫するのも1つの考え方なのかなと思いました。

さらにもう一点申し上げますと、発表や質疑については、地震本部が自分でやりますと言った場合にはやらなくていいですという記載が7カ所ぐらいあるんですが、業務の総量を見積もるのに、そういう流動的な表現というのは、民間事業者さんにとっては総量を見積もるのが難しいかと思うんですが、それは御省にとってはさして必要な実施時間の見積もりには影響がないというお考えでしょうか。

申し上げたいのは、この業務をやるのに大体何人、人が要るなというのを民間事業者さんは考えると思うんです。そのとき、業務の総量がわかると何人割り当てようと思って、入札に臨むと思うんですが、業務の総量がわかりにくい不確定要素の1つとしては、臨時の何かがありますというのがあると、業務の総量が見積りにくくて、どうしても二の足を踏んでしまう。2番目としては、業務の内容についても、お願いすることもあるけど、自分たちで引き取ることもあるという書き方をすると、業務の総量が見積りにくいと。さらに、さきほど浅羽委員が言ったように、打ち合わせのボリュームはどのぐらいなんだろうかみたいなのもわかるといいですよということも、御省がやっていただきたい業務の総量を正しく実施要項でお伝えできているのかどうかというところを知りたかったという点です。

それとの絡みでいくと、自分で負担しなさいというのがあるのは、業務が増えても自分で負担しなさいと受け取ってしまうのではないかという懸念があるので、お考えいただければと思います。具体的にどう修正してほしいというところはないんですが、その辺、お考えいただければと思います。

以前は、業務の分割をしたらどうですかというご提案もあったかと思うんですが、事務局のほうより一体的な運用が大事だという結論になったということで、確かに研究推進本部の事務局として地震・防災研究課があり、その下で一括して働くことが地震情報を統合、能率的に収集して会議を能率的に進めるのには重要なんだというふうには理解したので、そうなんだろうなとは思ったんですが、そうであるならばこそ、業務の全体像をお知らせするのに誤解を生むような表現はないほうがいいなというのが印象でございました。

あと、この業務をやっている方というのは、文科省の中にしょっちゅう出入りしているとか、文科省の中にお部屋があるとかという形なんでしょうか。

○林地震調査管理官 文部科学省では、省内には事務室などの提供はしておりません。会議のために資料を提供するときには、こちらまで来ていただくということをしていただいています。

○尾花主査 なるほど。それで、今回の委託費の中に300平方メートルの事務室というのがあるんですけど、これは委託費の借損料かなんかでお金を払っているという取り扱いになっているんですか。

○庄司課長補佐 そうなっております。

○尾花主査 なるほど。それは業務として見積もって、予定価格の中に入れていいという

ことになるわけですね。

○庄司課長補佐　そういうことになります。

○尾花主査　なるほど、わかりました。何かございますか。

○中川副主査　今、地震予知総合研究振興会さんがこの業務をやられていると思うんですけど、実際には、延べどのぐらいの方々がこの業務の全体に従事されているかというのは、想像がつかますか。

○林地震調査管理官　別紙9-2というところですが、これは現状のものになりますが、業務の実施体制図というものが載せてあります。あくまでもこれは現在のものですが、現在はこういう体制で行っていますので、ここからわかるような人数で分担ということになります。

○中川副主査　なるほど。このうちの何割ぐらいの方々が非常に専門的な業務に従事されているとお考えですか。半分以上とか、1割とか、ほぼ全員とか。

○林地震調査管理官　この場合ですと、業務テーマの総括の責任者、それから、その下にある各テーマの責任者、長期評価、強震動評価、津波評価といったところです。特に高い専門性を要求されるのは、総括の責任者と各テーマの責任者といったことになるかと思えます。

○中川副主査　あまり割合としては高くない認識。とすると、多分先ほどのヒアリングの内容と突き合わせてみたときに、そこに理解の相違が、ギャップがあるような気がするので、そのギャップを解消できるような何か説明会での工夫とかをしていただけたらいいんじゃないかなと思いました。

○尾花主査　実施要項としては非常に詳細に記載されていると思うので、あとは今、委員からも指摘があったように、次のステップ等に進むためには、参入を考えたかもしれない説明会に来た方とのすり合わせで、なおかつ改善する点があるとか、なかったとか、その辺の検討をしていただくことが必要なのではないかなという印象を受けました。

それでは、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局　特にございません。

○尾花主査　それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委

員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

(文部科学省退室)

(厚生労働省①入室)

○尾花主査 お待たせしてすいません。

続きまして、『新卒応援ハローワーク』、『わかものハローワーク』、『マザーズハローワーク』における求職者セミナー、キャリア・コンサルティング等業務の実施要項(案)について、厚生労働省職業安定局総務課、小野寺首席職業指導官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○小野寺首席職業指導官 小野寺でございます。お願いいたします。

B-2の資料、実施要項(案)1ページでございますように、本事業につきましては東京、愛知、大阪の労働局でございます、新卒応援ハローワーク、わかものハローワーク、マザーズハローワークの3施設を利用いたします、お仕事をお探しの求職者の方たちの中であって、特に職業意識が不明確で、みずから職業選択ができない方ですとか、就職活動を続ける中で自信を失っている方など、いわゆる、就職活動に課題を抱えた方たちに対して、就職の実現を図るために適切と認められる民間に対して委託をして、実施をしております。事業内容としては、キャリア・コンサルティングやセミナーの実施を行ってまいりました。

今回、ご参考としてお配りをしてしておりますが、本年5月にこちらの場でご報告を申し上げました資料B-7を参照いただきながらご説明させていただきたいと思います。第1期につきましては、28年の4月から31年3月末まで実施させていただくものですが、5月の小委員会でのご指摘といたしましては、まず1点目、あまり必要ない方に対して追加的なサービスをしていて、お互いにとってあまりハッピーではないのではないかというご指摘をいただいております。

あわせて、特にセミナーについては費用対効果でうまくいっていないのではないか、

また、キャリア・コンサルティングの方は初回相談とジョブ・カードの作成支援を行っておりますが、初回相談の目標達成率が特に低いのではないかと踏まえて、事業の組み立て、事業内容の見直しを図るべきではないかといったご指摘をいただいております。

資料B-7の3ページ以降に、それぞれの施設におきましてオリエンテーション（初回相談）、ジョブ・カード、キャリア・コンサルティング、こちらの実績等記載がございますけれども、指摘を踏まえまして、事業内容を見直したいと考えております。委託事業実施施設でありますセンターはわかものハローワークの中に設置しており、新卒応援ハローワーク、マザーズハローワークのご利用者については、別の場所に行っていただくということになってございましたので、そのあたりが利用者にとっても非常に不便といえますか、そこまでしてサービスを利用するニーズは高くないのではないかとということで、今回、新卒応援ハローワーク、マザーズハローワークについては、キャリア・コンサルティング業務を廃止させていただきたいと考えております。

次に目標値についても、B-2の31ページ以降に今回それぞれ設定させていただいております。その中で、次期につきましてはわかものハローワークのみで実施を検討しておりますオリエンテーション（初回相談）ですが、1期のときにもわかものハローワークの新規求職見込み数の1割の利用を見込みまして目標を設定しておりましたけれども、次期につきましては、32年度新規求職申込者数を同様に推計いたしまして、その上で、利用率自体は29年度の実績4.7%に政策的効果を見込みまして、利用率5%を目指したいと思っております。

あわせて、このオリエンテーション（初回相談）を実施された方たちに対して、1期と同様の考え方で、おおむね3分の2に該当する方たちがキャリア・コンサルティングにつながっていくだろうということで目標値を設定してございます。セミナーの対象者数につきましては、ほぼ1期と同じような考え方で、実績を平均いたしまして設定をしていくという考え方に立ってございます。このようなことで、目標値の見直しを図らせていただきたいと思いますと考えております。

あわせて、同じく37ページ以降ですが、利用者に対するアンケート調査ですが、前回のご指摘といたしましては、評価の観点だけではなくて、「どういったサービスが利用しやすいか」という観点から情報収集を行うといいのではないかとご指摘をいただいております。現在、アンケートには、「ほかに利用したいものはないのか」、「その他のご意見、ご要望」といった設問を設定して、利用者からのニーズを把握してございますので、

こういった利用者ニーズを踏まえ、次期以降、求職セミナーの内容等についても充実を図っていきたいと考えてございます。

それから、サービスの質の設定ですが、1期では、満足度80%を目標に設定をさせていただいております。資料B-7の2枚目に、第1期についてのアンケート結果を載せてございますが、ほぼ9割以上で目標をクリアしておりましたので、次期につきましては90%以上に目標を引き上げて行っていきたいと考えてございます。

おおむね見直しの部分についてご説明申し上げました。以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました、本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言を願います。

○浅羽副主査 ご説明ありがとうございます。変更された部分はよく理解できました。それ以外のところで1つ教えていただきたいのですが、従来の入札公告期間は10日間に設定されていると資料で拝見したんですけれども、この10日間に関しまして、何かもっと長くしてほしいといったような要望が出たことはないでしょうか。それとも、内容としてももうわかっているので、10日間で十分と理解してよろしいものでしょうか。

○横田若年者就職援助係長 お答えいたします。資料B-4のとおり、東京労働局は入札公告期間を10日間に設定しておりました。その他の局についてはもう少し長く設定しておりましたが、現時点でこの期間を長くしてほしいという要望は出ておりません。

○浅羽副主査 じゃあ、その点については特段問題になっていない、あるいは問題視する必要はないということでしょうか。

○横田若年者就職援助係長 現時点では特段問題ないと考えております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 はい。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。教えていただきたいんですけれども、託児の部分だけ非常に目標達成率をかなり上回っているんですけれども、これはマザーズの利用者がそんなに多い感じもなかったんですが。どういう。

○小野寺首席職業指導官 託児の達成率が高い理由でございませうか。

○生島専門委員 そうですね。結構200%とかを超えていたりするのですが、そんなに利用者が多かったかなと。セミナーの回数とは関係ないんですかね、この託児サービスを利用した……。

○横田若年者就職援助係長　ご指摘のように東京労働局の達成率が200%を超えておりますが、これは一方でセミナーの実施回数が、28年度、29年度ともに241回となっております。セミナー実施の際には託児サービスを用意していた結果、達成率が200%を超えたということでございます。

○生島専門委員　そういうことですか。

○横田若年者就職援助係長　はい。

○生島専門委員　逆にそれ以外のところを見ると、非常に利用率が少ないところが多いなと思うんですけども、実際の利用率に合った目標値に設定するというのも現実的な対応かなと思うんですが、形式的にはそれでよろしいのかなと思うんですけども、同じ予算でこの業務をやって、目標の利用人数とか利用回数を減らす、だけれども必要とする事業費は変わらないというのはちょっとどうなのかなと思ったんです。同じ費用を使うのであれば、もう少し多くの人に利用してもらえるように、目標をもちろん減らすのは現実的だと思うんですけども、そちらのほうの努力も必要なのかなと思ったんです。

例えば目標人数とか回数を大幅に半分に減らし、事業費もその分減らしましょうというのであればわかるんですけども、同じ事業費でやるのであれば、何か単純に目標を減らすだけではなくて、もうちょっと利用してもらえるように中身の充実を図るというか、先ほどおっしゃっていた、施設が違う場所にあるから利用しづらいですとか、おそらく分析されている部分があると思うんですが、せっかくこれだけのコストを使ってやるので、全くこの事業のニーズがないから利用者がいないのか、ニーズはあるんだけども、何かアクセシビリティに問題があるとか、周知が至っていないとかいったところの分析とかをしないとったいなというか、単純に、じゃあ、使っている人が少ないから目標値を下げましょう、そうすると目標の達成はしやすいかもしれないけれども、あまり何かそれだと本来的な解決としては、ちょっともったいなという感じがしたんですけど、そこはどのようにお考えでしょうか。

○小野寺首席職業指導官　ご指摘については私どもも問題意識を持っており、アクセシビリティに関連する部分だと思いますが、利用者にとって場所が離れているというのはデメリットになります。他方、支援する側としても、一定相談関係を構築した後、物理的に離れた別の施設に引き渡すのはなかなかやりにくいかなというところがありまして、同じ施設内であれば、誘導も非常にスムーズですし、ハローワークよりも時間を掛けた手厚い支援が必要な方を誘導するニーズはあろうかと思えます。

特にわかものハローワークは45歳未満、就職氷河期時代の方たちを大きく受けとめている施設でございまして、手厚い対応が必要な方も多く、ハローワークでは時間の制約等もあるため、そういった方々の支援としてはもともと非常に親和性の高い事業だと思っています。

新卒応援ハローワークやマザーズハローワークにおいてももちろん個々の求職者の置かれた状況への配慮は必要ですが、精神的にきめ細かくアプローチをする部分はわかものハローワークの対象層ほど深くない場合が多いのではと思っています。周知不足であって、ほんとうに支援が必要な方に事業のサービス内容が届いていないのであれば、一生懸命やらなきゃいけないと思っていますし、そこは、これまでの間でもかなりやってきたと思っております。引き続き、当然周知は続けなきゃいけないですし、同じコストの中で、より一層多くの方にご利用いただくような形というのはとっていくべきだと思いますので、アンケート等の反応もつぶさに捉えて、中身について不断の見直しを続けて、より一層ニーズの高いものに変えるなど工夫していく必要はあるかなと思っていますが、若干物理的な部分はクリアしにくく、メニューを絞らせていただいた上で、周知徹底というのは引き続き図らせていただきたいと思いますと思っております。

○生島専門委員 ありがとうございます。

○中川副主査 いいですか。

○尾花主査 はい。

○中川副主査 資料B-4を拝見しますと、東京と愛知と大阪はかなり説明会、応札の状況が違うのが特徴的だと思うんですが、おそらく入札のやり方とか説明会と同じようなやり方をされていらっしゃると思うんですね。東京の場合は説明会に13社参加されて、応札が4社で、予定価格を超過した業者さんはいなくて、愛知の場合は逆に、予定価格すら超過してしまった会社さんが半分で2社、かつ、コメントの中に、「受託しても利益が出ない」というコメントもあつたりで、大阪を見てみると12社も説明会に参加されているのに、実際に応札は1社応札になっているという非常に特徴的な状況になっていると思うんですけども、これは何か思い当たるところというか、逆に応札をもっと促すために今できることってあるとお考えですか。

○横田若年者就職援助係長 当時、この入札不参加に対するヒアリング状況の結果ということで整理させていただいております。特に大阪ではいろいろなご意見があったということは承知しているところございまして、対象となるハローワークの数が多くなかなか人

員確保が難しいといったご意見などがございました。

現時点でじゃあ、ここをどうするという具体的なところはないのですが、やはり周知をしっかりとやっていった上で入札を促すということ、各労働局で行っていくことが重要になってくると考えております。

○中川副主査　ちなみに、愛知で予定価格超過というのが2社あるんですけども、かなり大幅な超過をされた感じでしょうか。

○横田若年者就職援助係長　すみません、具体的な金額までは把握しておりません。

○中川副主査　そうですか。予定価格って別に公表はしていないんですね。

○横田若年者就職援助係長　公表はしていません。

○中川副主査　そうすると、「受託しても利益が出ない」というコメントも、何かいま一つ不明確な気はするんですけども。

あと、多分このご契約って、実際にこのキャリア・コンサルティングサービスをご提供されて、セミナーをやってということに対する請負に対する金額だと思うんですけど、もしかするとかなり突飛かもしれないのですが、通常こういったキャリア・コンサルの民間のビジネスモデルって成功報酬型というものが大きいかと思うんです。実際にお仕事の雇用関係が決まると上乗せで幾らというベースの部分と成功報酬の部分に分けて。そういった考え方はこの業務にはなじみにくいのでしょうか。

○小野寺首席職業指導官　この部分というのは就職自体を実現する前段階の支援でございまして、まさにその辺が不明確な方を、まず一旦、ハローワークからちょっと専門的に時間をかけてキャリアコンをやっていただいて、少しレジデンスが整った時点でハローワークにまた戻ってきて、実際の就職応募という形になりますので、若干、成功報酬という形はなじみにくいかなと思います。

○中川副主査　ありがとうございます。

○尾花主査　前回の事業評価のときに意見を述べさせていただいた点について、工夫して事業を組みかえていただいたことは非常によくわかりましたので、ありがとうございます。

本事業は、学校教育では教えていないような社会に出るに当たっての情報をもらえていない方に対して手厚く情報を与えて、社会に出るための基本的なトレーニングをする事業だと承知しているの、非常に重要だと考えています。そういった意味で、やり方が難しいところを工夫していただいたのは感謝申し上げたいと思います。

その中で1点、私どもは事業がわからない中、事業を検討した入札不参加者が何を考え

ているかというのは、私たちにとってもすごくヒントで、一般管理費という項目がないから入札をやめましたみたいなのがあったときに、でも、これは一般管理費ではなくて、こちらを見ると間接部門費という形で、請求しちゃいけないわけではないと思うんです。あと、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針というのがあるようなんですが、その中だと、間接経費を一般管理費と読みかえて、委託先の規定と比較して、いずれか低いほう等を計上しているですよみたいな条項もあるようなので、もしその説明会等で委託費という形ですが一般管理費という形で、一定の基準でご請求いただけますよみたいなことをご説明いただくと、知らない企業さんがより参加しやすいのではないかなと思いますので、何か府省内の関係規定はちょっと不案内なので、正確かどうかはわからないのですが、ご説明いただくといいのではないかなと思いました。

では、もしなければ。

ありがとうございます。それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議は終了したものととして、改めて小委員会の開催をすることはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○小野寺首席職業指導官 ありがとうございます。

（厚生労働省①退室）

（内閣府入室）

○尾花主査 続きまして、「宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査」の実施要項（案）について、内閣府宇宙開発戦略推進事務局、須藤参事官より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○須藤参事官 ありがとうございます。ご紹介いただきました、内閣府宇宙開発戦略推進

事務局の須藤と申します。本日はよろしくお願いたします。

今、主査のほうからお話ございましたように、平成31年度の事業でございまして、宇宙システム海外展開のための新たな官民連携体制の実装に向けた検討調査の概要について、ご説明させていただければと思います。

この事業は、単年度予算の単年度事業ということで、ルーチンでやっているわけではございませんけれども、同名の平成30年度事業と実質的な後継事業と位置づけさせていただきまして、平成30年度事業を開始した背景からご説明させていただきたいと思います。ということで、大変恐縮ですけれども、資料C-4でございまして、このポンチ絵をまずごらんいただければと思います。

そもそも、どうしてこの事業をやっているのかという背景をご説明させていただいたほうがいかなと思ひまして、長くなるので恐縮ですけれども、まず資料の左上を見ていただければと思います。内閣府では宇宙分野の国際業務の一つといたしまして、官房長官が座長をされております、官民の経済協力インフラ会議、これはいわゆるインフラ輸出をやっているところでございますけれども、そのもとで人工衛星やロケットの輸出でございますとか、衛星を用いたサービスの海外ビジネス展開でございますとか、我が国の宇宙関連企業の現地拠点の設置等の、我が国の宇宙システムの海外展開の取りまとめということ、私ども事務局でやってございます。

そのための体制といたしまして、この宇宙システム海外展開タスクフォースというものをつくってございまして、それで府省、官民連携の体制を設置してやってきているというわけでございますけれども、これに関しまして、そこに書いてございますけれども、昨年の5月に内閣府の宇宙政策委員会が公表しました、宇宙産業ビジョン2030というものにおきまして、宇宙関連プロジェクトの推進に向けたプロジェクトマネジャーを配置し、継続的な人脈形成を図りつつ、新たな官民連携体制の下で商業宇宙市場の開拓に取り組むと、こういう一文がございます。

ご存じかと思いますが、宇宙の事業というものは、実際の売り込みから打ち上げまで、かなりの時間がかかります。一方で、ご承知のように、役人の人事のローテーションというものは、長くても3年ぐらいということがございますので、役人がやっていると、どうしても長期的な取り組みについて、やはり引き継ぎとかいうことまでうまくいかない場合もあるんじゃないかということがございますので、そういうことのないように、長期にわたって、プロジェクトに関与することができる、大学の関係者とか、産業界の専門家の

方に、こういうプロジェクトマネジャーをお願いすることが大事ではないかと、そういう趣旨でこの提言があったわけでございます。

また、その下に宇宙基本計画工程表という言葉があるかと思えますけれども、宇宙の方では、閣議決定されました宇宙基本計画の工程表を毎年改訂しておりまして、その工程表に基づいて、政府の施策というものが展開されてございます。それで、昨年5月の提言を受けまして、昨年12月に、実質平成30年度にやる事業について工程表の改訂がございまして、これでプロジェクトマネジャーを核とした継続的な支援コーディネート機能を平成30年度までに構築するという話になってございます。これを受けまして、私どもといたしまして、今年の4月にプロジェクトマネジャーの3名を指名しているという状況でございます。

ここからようやく委託事業の話に近づいてきて恐縮なんですけれども、事業の目標というところで、資料の左下も見ていただければと思うんですけれども、こういう新しい官民連携の体制を構築するということにつきましては、プロジェクトマネジャーを指名するだけではなくて、プロジェクトマネジャーを支えるインフラが必要であると考えてございます。

一つの手段といたしましては、これまでもやっております、宇宙システム海外展開タスクフォースというものが産学官の連携組織として、そういうタスクフォースがマネジャーを支えるということであるんですけれども、もう一つ必要になるものとして、人的ネットワークのツールということを考えてございます。具体的には、どの国の、どのような組織に、どのような宇宙関係者がいて、日本との関係はどうかということについて、そういう情報は、個々の経産省とか、文科省とか、あるいは、あるA企業とB企業というのは持っておられますけれど、その全体を取りまとめる、集約する仕組みは今までなかったわけでございます。やはりそういう情報がないと、プロジェクトマネジャーというのは、平たく言えば、各国に我が国の宇宙システムの売り込みをする方でございますので、そういう方に対して情報提供をちゃんとしていかないといけないということはございますので、ここに書いてございますけれども、SNSを使った新たな官民体制のWebのプラットフォームを作成しようと考えてございます。それで宇宙関係の総合のプラットフォームをつくることで、これを基にプロジェクトマネジャーが各国に売り込みしていこうということを考えてございます。

そういう発想のもとに、資料の右上でございまして、平成30年度に、まず宇宙

関係者の人的ネットワークを継続的に維持するための、①から③のような事業を実施させていただいたところがございます。

まず、具体的にはプラットフォームの内容を検討・開発して、さまざまな国際会議などを通じて、それを周知して、自主的に各国の宇宙関係者にユーザー登録してもらうことで、新しい宇宙関係者のリストをつくることを考えてございます。また、そのプラットフォーム上のコンタクトを通じて、なかなか対面では会えないような方とも継続的な人脈形成の維持管理ができるかなと思ってございます。さらに、このプラットフォームを通じて、実質的な情報共有やディスカッションを行うこともできるということで、例えば、国際フォーラムの成果文書の文言交渉とか、会議資料のアップロードもできるのかなと思ってございまして、それは平成30年度にこういうものをつくらせていただこうと考えておるわけです。

そこで、③のほうで、継続的にこの事業体を組成と書いてございます。これは当然のことながら、ずっとこういう調査をして、それでずっと国が支援するわけにもまいりませんので、しっかりと独自財源で、継続してこういう事業をやってもらう事業体をつくらないと、せっかくこれをやる意味もございませんので、そのような事業体を作ることも狙った調査をさせていただいているということでございます。

資料の右下でございすけれども、これが来年、平成31年度の事業ということで考えているものでございます。来年度は平成30年度につくられましたプラットフォームを活用いたしまして、実際のプロジェクトマネージャーが活動に使えるツールというものを提供することを考えてございます。具体的には、宇宙という意味では、やはり売り込むところは大体、途上国の課題が多うございますので、やっぱり人材育成のコンテンツというのが非常にご関心がございます。

ということでございますので、人材育成コンテンツを検討して開発して、それを試験的に実装して評価をすることを考えているということでございます。じゃあ、これまではどうなっていたかというと、東京大学とか個別の大学で、こういうことはやっていたわいけども、それを国側としては、当然その大学と、まず国内で調整をやって、その後各国に持っていくということになってございますので、そういう形ではなくて、もう一括して、初めからしっかりとしたものをつくっていこうということを考えているものでございます。

具体的な話といたしましては、実施要項の2ページ目から具体的な概要となりますけ

れども、まず検討会を4回程度開催しようと考えてございます。1回目はプラットフォームの技術的仕様に関する情報共有等や本事業のコンセプトを設計しまして、2回目に本事業で試作すべきコンテンツの選定をして、3回目に試験的実装の実施方法、4回目にはその試験的実装の評価と次年度以降の事業化の検討を予定しているということでございます。

本事業でこの2回の検討の後、試作すべきコンテンツを策定して試験的に実装を行うことを考えてございます。人材育成のコンテンツの需要は主に途上国、新興国でございますので、コンテンツの言語といたしましては、4ページのイにも書いてございますけれども、日本語、英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語の5カ国語ということで考えてございます。

それで、このように試作したコンテンツの試験的実装ということでは、まずは海外における試験的実装ということで、東南アジア、南アジア、大洋州、中南米、中東、アフリカから4カ国を選定して、そこに専門家を派遣していこうと考えているわけでございます。

また、国内における試験的実装ということでは、国内の大学、または大学院において、留学生や、本事業以外のスキームにより招聘された海外の学生等を対象として、缶サットのプログラム、ここでは缶サットというのは、人材育成の一つとして、空き缶をロケットとして飛ばすもので、ロケットの必要な最低限の部品を空き缶につけるということで、宇宙関係の人材育成に役立っているものです。この缶サットというのは、結構、言葉が有名になっているわけですが、試験的な実装を行おうということ、期間は10日間程度ということで行い、最後にアンケート調査を行おうと考えてございます。

最後に評価ということで、試験的実装で作成された記録とか、アンケートの結果を踏まえまして、再度、検討会を先ほど申ししたように開催いたしまして、評価を行うことにしてございます。

評価の内容は検討会に委ねますけれども、少なくとも、プラットフォーム自体の改善すべき点でございますとか、コンテンツ内容を改善すべき点、あるいは今後、作成が期待されるコンテンツ等について検討していただくことを考えておりまして、その検討の結果を、今、30年度から考えている事業体とも共有していただいて、永続的にやっていただくことを目指している事業でございます。

1点、留意点として申し上げたいのは、先ほど申し上げましたように、宇宙政策というのは、工程表に基づいてやることになってございまして、これまでの議論を踏まえて、31年度はこういう形になるかなと、今、考えているところではございますが、工程表自体

は年末に決まります関係で、場合によっては、今、考えている内容の変更がある可能性はあるということを申し述べさせていただきたいと思います。

あと、この事業、たまたま今年度は30年度と31年度、連続してやらせていただいているわけですが、32年度については、これの延長線上のような議論、事業というものは今のところ考えていないと、そういう状況になってございます。事業の説明としては以上でございます。よろしくお願いたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました、本実施要項(案)について、ご質問、ご意見がある委員は、ご発言願います。

○浅羽副主査 ご説明いただきありがとうございます。1点、質問をさせていただきたいと思うんですが、それは、海外における試験的実装や、国内における試験的実装に関しまして、「旅費及び謝金を支給する」と書いてあるんですが、これ、支給するのは受託した業者さんが支給するのか、それとも内閣府のほうの別の予算で支給するのか、どっちなんだろうなと思ひまして。

○池田参事官補佐 ちょっと表現がわかりにくくて申しわけありませんけれども、受託事業者の業務内容ということで「支給する」ということが書いてあるので、「支給する」の主語は「受託事業者」でございまして、受託事業者がここに定められた基準に従って、実際に現地に行かれる方、もしくは国内であれば、国内の試験的実装の現場にいらっしゃる方に対して、旅費と謝金を支給するということでございます。表現、不適切であれば修正いたしますので。

○浅羽副主査 ありがとうございます。5ページのところで、経費の支払いの内容で、「いずれも、振り込みに係る費用は受託業者が負担する」と書かれていらっしゃいますよね。これは非常によくわかって、そうだなと。でも、これだけ特出ししてあったので、かえって、もともとの費用はどっちが払うんだろうと疑問に思った次第です。ご説明いただきましてありがとうございます。

○池田参事官補佐 ありがとうございます。

○生島専門委員 ありがとうございます。お伺いさせていただきたいんですが、C-4の資料で、今回、行われた取り組みの4番で、類似調査実績を必須項目から加点項目に変更されたんですかね。C-4ですね。

○須藤参事官 必須項目、加点項目、はい。

○生島専門委員 こちらのC-2の別紙2で、黄色でハイライトになっている3.2のここ

ろの、「組織としての専門性、類似調査実績」という項目を拝見して、必須の要求事項の項目に、「官公庁における事業実績があるか」と、その次のもので2つあって、それぞれ2点、2点ということで基礎点が配点されているんですけども、これは必ずしも基礎点をとる必要はないということですか。必須ではないので、とれたらとってもいいし、とれなくても特に支障はないと。

○池田参事官補佐 お答えいたします。昨年度の事業におきましては、必須項目というのを定めておまして、そこは一つでも落としたら資格を満たさないということにしておりましたけれども、今回につきましては、この基礎点のところというのは、例えば、条件を満たしていれば、この「官公庁における事業実績があるか」という要求事項に対して、「あり」であれば、基礎点がまず配点されます。それ以上、さらに評価すべき事項がある場合には、これに加点をしていくということで、それが右側の加点配分ということですので、この読み方としましては、一度でも官公庁における事業実績があれば2点基礎点が与えられ、さらに3回以上あれば、加点配分のところに書かれている4点が加算されるという仕組みでございまして、ここが例えば、ゼロ点であったからといって、資格を満たさないということにはならないので、必須項目ではないということになります。

○生島専門委員 なるほど。すいません、もしかしたら事業者さんはすぐそれがわかるのかもしれないんですけども、一瞬、ぱっと見たときに、必須の要求事項という欄にこの項目があったので、これは必須なのかなとちょっと読み違えてしまったので、もしかしたら、少し補足でご説明をやったほうがいいかもしれません。

○須藤参事官 ありがとうございます。ちょっとそこは検討させていただきまして、ご主旨に沿うような形で、と思います。

○中川副主査 すいません、いいですか。ご説明ありがとうございます。業務内容について書かれているのが、恐らく実施要項の2ページ目の2ポツのところだと思うんですけど、理解したのは、まず調査して検討をしましよと、それが1つ目。2つ目が、コンテンツをつくってくださいと。合っていますかね。3つ目が、そのつくったコンテンツの試験的な実装と、自らその評価をしてくださいという業務内容で合っていますか。

○須藤参事官 はい。

○中川副主査 合っています？

○須藤参事官 はい。

○中川副主査 そうすると、コンテンツに関しては、実際、つくらなきゃいけないですね。

○須藤参事官 はい。

○中川副主査 ですよ。今ここにリンクが、平成26年度のもの、それから宇宙API、衛星データ利用研究所のものとか、レシピとかが書かれているんですけど、このコンテンツの試作品の成果物のレベル、質と言いかえたらいいのか、そのあたりについての言及は不要ですか。

○池田参事官補佐 ここで、あくまでもこの事業は調査事業でございます。ですので、完成品のコンテンツをつくることを委託する事業ではないというのが、まず整理としてございます。これは、内閣府というのは政策官庁でございますので、具体的に何か完成品をつくることを委託するという事業は基本的にできない組織でございますので、なので、調査事業という形で実施して、調査事業ですから、当然、試作品をつくるということになります。それで、どの程度のレベルのものをつくるかということは、実はあえて事業者さんにある程度自由度を持たせておまして、この事業は総合評価方式ですので、例えば、こんなに素晴らしいものを我々はつくりたいと思いますという提案をして、これは試作品のコンテンツで、試験的実装をするだけけれども、そのまま実用にも使えるんですという提案をしていただければ、それは技術点としてはもちろん高く評価いたします。一方で、そういうものをつくろうと思えば、当然コストはかかるということで、価格面では不利になるということで、そこをどれぐらいのバランスで、どういうものを提案してくるかというところが、まさに事業者さんの腕の見せどころと考えておまして、そういう形で我々も、いろんな提案が来ると思うので、それを総合的に評価するという形で事業者を選定するというプロセスにさせていただきたいと考えてございます。

○中川副主査 ご趣旨があるんです、裏にあるんですね、きっと。

○池田参事官補佐 はい。

○中川副主査 そのあたり、説明会とかで多分、ご説明もされるんだとは思いますが、多分、そこがこの資料を読むだけだとちょっとわかりにくいのかなというところもありますし、価格だけではなくて、内容とのバランスという意味は、非常に評価側としては難しいですし、提案する側も、どこまで価格を上げていて、どこまで質を逆に上げるのかというところの判断が非常につきにくいと思うので、そのあたりの、ご趣旨の部分のガイドラインのご説明が入るといいのかなと思いました。

○池田参事官補佐 ありがとうございます。

○尾花主査 すいません、この事業の予定価って、幾らぐらいだと今、思っておられるの

か。事業規模。

○池田参事官補佐 まだ市場価格調査等を行っていませんので、事業規模がどれぐらいになるかということについては、今、明確なことは申し上げられませんが、平成30年度と同程度を我々としては想定しております。

○尾花主査 わかりました。例えば、この事業の中に専門家を、各派遣先につき10日間派遣することを想定し、旅費、謝金を支給し、その旅費、謝金も予定価に含めて、多分、入札すると思うんですが、このあたりについては、何か各派遣先の需要の特定とか、旅費の利用すべき航空会社とか、滞在先についての定めとかいったのはあるんでしょうか。

○池田参事官補佐 まず、旅費、謝金につきましては、謝金の金額であるとか、日当の金額であるとか、そういった部分については、大学教授相当ということで、国の基準が適用されるということで我々は想定しております。恐らく変動要素の大きいのは航空運賃かと思えますけれども、まず、どの国に派遣するかについては、ここで東南アジア、南アジア、大洋州、中南米、中東、アフリカから4カ国を選定と書いてありますけれども、どの4カ国を選定するかにつきましては、これは総合評価方式の技術提案の中で、この国に派遣して、ここで試験的実装をやるのが最も効果的であると説得力のあるような提案を我々は期待しているということで、あえてこちらから指定はしていないというところでございます。

一方で、航空会社につきましては、ご指摘いただきましたけれども、我々も今までこういった形の総合評価方式での調達というのを何度かやっていますけれども、これまでも指定したことはなくて、そこは事業者さんからの提案ベースでということで、今までもやっております。もし問題がありましたら、そこは改善することはできますけど、ただ、特定の航空会社を我々が指定するという根拠は何もないので、それは実際にやろうとすると難しいかなという気がします。

○尾花主査 航空会社というよりも、座席のクラスとか。

○池田参事官補佐 座席のクラスは、大学教授相当、行政職俸給表10級相当ということで読み込んでいただくということです。

○尾花主査 それはそれで読み込んで、旅費のレベルを算定しなさいということなんですね。

○池田参事官補佐 はい。

○尾花主査 それはどこかに書いて……。

○池田参事官補佐 10級相当ですから、基本的にビジネスクラスですね。

○尾花主査 そういったことはどこかに書いてあるのでしょうか。

○池田参事官補佐 座席のクラスは書いていないですが、5ページの(2)経費の支払いのところに、「旅費については『国家公務員等の旅費に関する法律』及び『内閣府所管旅費取扱規程』に基づき支払うこと」というのがございまして、ここの中で、座席のクラスはどのレベルであればどのクラスということも含めて書いてございます。

○尾花主査 なるほど。ビジネスクラスだとすぐに、場所によっては100万とか、かかってしまって、4カ国派遣すると400万とかになってしまう。結構、全体の規模からすれば経費の部分が大きいのかなという印象も受けましたので、質問させていただきましたが、それも込みで、その予定価格というよりも、入札価格を決めてくださいということになるわけですね。

○池田参事官補佐 はい、そうです。

○尾花主査 この派遣する人数はお任せで、1人でも10人でも構いませんということなんですよね。それは予定、入札価格との見合いで、たくさん派遣して、おもしろいことをやっていただくというのを、どこかでそれをすごくよく評価して、総合評価でなさることですよね。

○須藤参事官 理屈の上で言いますと、主査がおっしゃるとおりかと思うんですが、基本的に、これまでの経験から言わせていただきますと、そこはまさに、さっきの提案書の話になるんだと思うんですけれども、たしかに、ここに人数書いていませんが、大体、それほど大人数の方を派遣されるという提案が来るとは考えておりませんのと、あと、もしそういう大人数の提案があれば、そこは本当にそれだけやる必要がある提案なのかということについては、技術評価の中で見させていただくことになろうかと思えます。

○尾花主査 そうすると、別紙2の提案書評価項目の中の2.1の事業実施計画の中で、派遣人数等も加味して、4か2か1をつけるというご意向だということですか。

○須藤参事官 そういう形になるかと思っております。

○尾花主査 わかりました。

それでは、本実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、今後、実施される予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたい

と思いますので、内閣府におかれましても、そのようにご承知おきの上、対応をお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○須藤参事官 どうもありがとうございました。ご指示に従って対応させていただきます。

(内閣府退室)

(厚生労働省②入室)

○尾花主査 続きまして、「農林業職場定着支援事業(林業就業支援事業)」の実施要項(案)について、厚生労働省職業安定局雇用開発部農山村雇用対策室小林室長よりご説明お願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○小林室長 厚生労働省の農山村雇用対策室長の小林と申します。本日はどうもよろしくお願ひいたします。すいません、座って失礼いたします。

事業の概要と市場化テストに当たっての来年度に向けた見直しの関係につきまして、ご説明させていただきたいと思います。D-3の資料にポンチ絵がありまして、D-2が今回作成しました実施要項(案)になってございます。時間の関係もありますので、両方見ながらご説明をさせていただきたいと思います。

ポンチ絵のほうで行きますけれども、まず事業の目的と概要を簡単にご説明します。実施要項については、3ページの第2の1に目的と事業の概要、2のほうに事業の内容が書いております。事業の目的としましては、林業の就業支援事業ということで、林業につきましては、国土保全、水資源の涵養、地球温暖化防止等々、森林の整備を進める国策でございまして、そこに働く方、林業の労働力の確保、育成を図るということも1つ重要なこととございまして、一義的には、政策としては林野庁が主になって国の政策を進めておりますが、労働力の確保という観点につきましては、我々、厚生労働省のほうにも一定の役割があるということとございまして。

ご承知かと思いますが、林業、非常に狭い産業というか、閉ざされた産業と申しますか、新しく就業者が入職しづらいという現状がずっと過去からございまして、さらに入職してもすぐに離職してしまうというのが多い傾向にございまして。理由については簡単に書いていますが、就業現場が、ご承知のとおり、山の中に入って行って木を切るということです。木を切るに当たっても、チェーンソーを使ったり、今は機械の安全性も向上し

て、少なくなっはきていますが、過去には振動災害で社会問題になったようなこともありました。そういったこともあり、他の産業に比べて労働災害の発生率が非常に高いということも、すぐやめてしまう方が多いという一つの要因かと思ひます。

それから、仕事の特性といひますか、作業の季節性というのがあります。林の所有者が1人でやっているところも少なからずあると思ひますし、森林組合に属し、商売になるような形で民間の会社に委託しながら営業していたりしますが、その範囲が、山林単位といひますか、林単位、所有者単位でやっているところが多うございまして、非常に規模が小さく所有者の意図が働き方が影響されやすいという実態や経営基盤の脆弱性というのが上げられまして、雇用形態も今言っように、天気によ左右されたり、臨時的とか間断的というのが、事業主さんたちの中で慣例化してきてしまっているという現状があります。そういったところを改善していくということが、労働者の保護という観点から、我々として取り組んでいかけなければならない課題と思っているところでございまして。そういった中で、ずっと林業を続けていらっしやる労働者の方たちも当然高齢化していきますので、新規就業者が定着していかないと、人手不足が深刻化していくという状況でございまして。新規就業者の入職を促進するのと一緒に、入った方が定着することが課題ということで、この事業をやってございまして。

具体的な事業の内容につきましては、求職者に対しては、林業労働についてのセミナーとかを実施して理解を図る、それから、就業意欲を喚起するための講習というものをやってございまして。それから、事業主のほうへも同時にアプローチしてございまして、事業主に対しては、さきほど言っような働き方の問題であるとか、労働者の給料の問題であるとか、そういったことについても、しっかり法律に基づくものがありますので、それらのことについて啓発し、雇用管理の改善を促すための研修会をやってございまして。これらを地域において、求職者と事業主に一体的にアプローチしていくことによって、円滑な労働力の確保を図っているということにございまして。

下の表の事業の内容ですが、求職者に向けた講習の内容としまして、林業に関する基礎知識とか安全衛生の講習、作業の実地講習とか林業関係施設の見学、それから、受講者については、受講後に林業に働こうとして講習を受けているわけですから、職業相談であるとか生活に関する相談などについても対応できるような講習をセットしているところでございまして。

我々が求めている講習の規模としましては、全国津々浦々でやっていただきたいもので

すから、47都道府県全部でというのは要件に確定させているわけではないものの、なるべく広い範囲で講習を受ける機会を設けていただきたいということで、全国9ブロックに分けて、そのブロック内で2回以上、かつ25県以上になるようにしてくださいという要件を掲げてございます。講習の内容について示しているのが、今、言いましたアからウのメニューで最大20日間、全体で受講者数の規模を1,000人以上としてくださいということを要件としています。

それから、事業体向けの取り組みといたしましては、アが雇用管理に関する研修会を実施する、事業主を呼んで雇用管理に関する集団指導をするということです。それから、研修に来なくても、事業主の方からいろいろ疑問などがございましたら相談に対応する窓口というのも各地域のほうで設けていただくこと。また、そういったことを通じて、雇用管理改善に関する好事例とか、失敗した事例も含めまして、モデル事例集という形で作成してもらおうということもお願いしてございます。

研修会につきましては、先ほどの講習と同じように、9ブロックで2回以上で、全国で45回以上行ってくださいとしています。それから、電話とかメールで個別の相談への対応は常時やっていただいた上で、アウトリーチして相談していくという回数を1,500回以上ということで掲げてございます。

モデル事例につきましては、好事例と悪い事例をそれぞれ10例程度ピックアップして作っていただくという形でございます。①と②が9割ぐらいの事業でございまして、その他として、それに付随した広報、啓発であるとか、それから地域との連携という意味では、我々のハローワークとかと求職者とか求人情報を共有していただくということとか、それから、求職者、受講者の方と事業主の方にそれぞれアンケートをとっていただいて、今後の事業の参考に資するということ。大きくはそのような事業の内容です。

それから、パワーポイントの2ページ目です。先ほどの事業の要件の中で、事業主への相談に随時対応するというところもあるので、地域のほうに窓口の設置と申しますか、体制整備を求めているのと、あと、それをマネジメントする中央の体制整備というのを要件としています。実施要項については13ページから書いてございまして、それをまとめたものがパワーポイントの3番の実施体制というところです。

まず、厚生労働省から委託しますけれども、事業実施者については、中央のほうに林業就業支援事業運営統括責任者というのを1名必ず置いてくださいとしています。ただし、これは次に説明する者と兼任は可能としていて、先ほどご説明した事業が大きく2種類、

求職者と事業主へのアプローチがそれぞれありますので、それぞれの事業を担当する中央アドバイザーという方を、求職者の方は2から3名、事業主の方は2名置いてください、うち1人をそれぞれの主任として決めてくださいというような形で、あわせて4から5名ぐらいの体制の主にマネジメントを司る組織を中央に設置してくださいとしています。

それに付随する事務の補助員については人件費予算との兼ね合いもあり、3名を上限として委託費で支弁することを可能としています。また、地方の体制については、基本的には各都道府県に1名ずつ、支援講習のセッティングであるとか事業主の研修会のセッティング、もろもろの業務を執り行う方を1人以上置いてくださいとしています。

それから、支援講習をより多くやる都道府県には、地域事業支援員を任意で追加配置してもよいこと、さらに、補助員を県で1名まで置いてもいいということとしています。なお、実態として、その年度に支援講習がセットできない県もありまして、そこでは業務量に応じた体制とならないという懸念が生じますことから、原則として47名置いてくださいとはしていますが、事前に事業計画を我々とすり合わせする中で、できないところは体制を整備しないことを許容した上で事業を遂行していただくという形にしてございます。

下の参考につきましては、林業について雇用管理が非常に厳しいということの図ですが、時間の関係で細かくは説明いたしません。高齢化率が高くなっていたり、月給制の事業主割合は23%に上昇したけれども、裏を返せば未だ日給の事業主が8割近くあったりとか、就業者の平均所得が300万円ということで全体から見ると非常に低いという実態を掲載させていただいてございます。

簡単でございますが概要としましては以上で、肝心な一社応札改善に向けた取り組みとしまして次のページにございます。これまでの取り組みについては簡単に事項だけ言いますけれども、一般競争入札にしたのが平成23年度からで、それまでは随契で企画競争でやっていました。それから、入札広告期間を段階的に少しずつ、できる限り伸ばしてきているという状況と、あと、要件緩和につきましても、競争参加資格について、去年からD等級というのを入れたということです。

それから、仕様書については毎年いろいろ細かく見直しはしており、事業のイメージをつかんでいただくために、なるべく事例を列挙して提示したりであるとか、講習の回数とか受講者数の実績などを開示してきたりしているということですが、今も一社応札は改善されていないという状況でございます。

今回、市場化テストに選んでいただきまして、さらなる見直しを検討し、今後とも進め

ていきたい事項を下段の枠に記載しています。仕様のさらなる明確化等ということで、長年の経緯で、定量化できないような業務要件とか、具体的にどのように着手するのかノウハウの乏しい事業者には文言を見ただけではわからないのではないかとといったような観点からも改めて考えて、そこは大胆に削除させていただいて、なるべく定量化できる要件に絞って書かせていただきました。削除したものは下に書いてあるものですが、残した要件を体系的に要項の別紙1にまとめています。

26ページの次のページの別紙1をください。従来はこのような体系化したものを仕様書に明示したことはなかったのですが、それぞれの事業に付随する作業が仕様書の本文に留意事項と一緒に書いてあったものですから、今般の整理とともに、体系的に分けられないような、新規事業者にとってわかりにくいと思われる部分をカットしました。

それから、2点目としましては、これまでも説明会には来ていただいていたが、応札に至らなかったと考えられる者からの意見を聴取していただき、それを仕様書に反映したということです。具体的には、昨年度聞いた意見が、事業の規模とか範囲が広くて体制が組めないということがございましたので、これまでも確実に排除していたわけではないんですけども、共同企業体での応札も可能であるということを今回の仕様書に記載しました。

それから、それ以外に、これまでの市場化テストの例にならしまして、実施要項の16ページ、事業の質の設定ということで、支援講習については、コースを受けた方の就職率を定めて、大体これ以上やっただく事業であることを明示しました。また、雇用管理改善の方については、研修会を受けたり、相談を受けたりした方が、実際に雇用管理改善に取り組んだかといった割合が8割ぐらいということを設定させていただいています。

それから、別紙3に従来の実施状況に関する情報の開示ということで、これまでは事業の実績ということで講習の内容とかまでは示してはいたけれども、より具体的に、前例の様式に沿いまして、開示させていただこうと思っております。

それから、別紙3-1以降に、実際の事業の実績を昨年度よりも詳細に、事業の成果物そのものですが、支援講習は各県別に、いつからいつまで大体何回やっているのかとか、支援講習の推移であるとか、それからアンケートの結果であるとか、実際にとったアンケートの内容もそのままつけてございますので、新しい事業者もこれを見れば大体の意図もわかりやすくなるかと考えてございます。

それから、市場化テストの対象となるのが、来年度の事業に臨む今年度の調達手続からですが、実は我々としてもう一つ検討の俎上に載せていたことに、総合評価落札方式の採

用がありました。しかしながら、これを採用するための事務手続きの期間と公告から事業者が提案書を作成する期間など諸々考えると、ちょっとスケジュール的に間に合わないということが判明し、31年度は見送らざるを得ないと思っておりますが、今年度の事業者と31年度の事業者も含め現行の事業者に協力していただいて、総合評価に向けてどういった評価基準が適正なのかといったことなどしっかり考えた上で、32年度の調達に反映しようと思っております。それが3ポツ目に書いてあることでございます。

それから、複数年契約についても、これには特例的な予算措置を伴いますので、来年度の予算要求までに総合評価の検討と合わせて、複数年とすることがどのようなメリットがあるのか整理をした上で、結論を出したいと思っております。

それから、引き続き広告時期の早期化を目指していきたいと思っておりますが、今までの期間というのを短くすることなく、総合評価なりを実現したいと思っております。

簡単でございますけれども、概要としては以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言ください。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。教えていただきたいんですけども、先ほどご説明のありました実施要項16ページの要求水準の部分なんですけど、この要求水準というのは、これを達しなかったからといって何かペナルティーが科されるものではないということでしょうか。

○小林室長 今回は、インセンティブとかディスインセンティブについてはなしにしています。ですから、これはあくまでも、今……。

○生島専門委員 目安。

○小林室長 目安というか、事業の質をお示しするという意味で書かせていただいているので、例えば65%になったからといってお金を払いませんということではございません。

○生島専門委員 なるほど。それはわかるようなご説明、事業者さんには何かするんでしようか、誤解されるとやらないのかなと思っております。

○小林室長 記載はしていないんですけども、書いてないのでそういうことであるというふうに認識していたのですが、書くのは全然構いません、検討したいと思っております。

○生島専門委員 事業者さんがわかればいいのかと思っております。

あとすいません、人数の部分で、その前の15ページのところがございますけれども、中央で4名、地方で原則47名ということなんですけれども、中央で4名といっても補助員

の方もいらして、実施された過去の人数で見ると11名になっているのかなと思っていて、47名の部分というのは、ここで読むと再委託という形なんですか。それが、かかった事業費の中ではどこで見ればいいのかというところを教えてください。

○小林室長 まず、人員に関しては、現行事業者においては、地方分が全部再委託になっていまして、この事業者のスタイルとしか言いようがないですけども、再委託というカテゴリーは、人件費ではなくて事業費の中に一括で入ってまして、この別紙3の1の中では2の事業費の中に溶け込んで入っています。

○生島専門委員 なるほど。そうすると、新規事業者さんは大体このコストの部分がどれぐらいかかったかなというのがちょっとわかりづらいですかね。再委託がどれぐらい…

…。

○小林室長 再委託がどれぐらいというのも、ちょっと我々の反省点もあるんですけども、契約のときに再委託の承認行為をしますが、その時点では契約額の総額で行います。今、ここに出しているのは、実際に使ったお金、精算後の額でして、再委託の部分を改めて積み上げて、開示に耐えうるレベルの正確な数字を算出する作業が今回は日程的に大変厳しいという事情があり申し訳ございません。

○生島専門委員 なるほど。その数字があったほうが新しい事業者さんが計画をしやすいのかなとは思ったんです。

○小林室長 はい。説明しませんでしたけれども、今年度の事業者にはその点をお願いしてまして、来年度の事業者にもお金の整理の区分を見直してもらうように考えているところです。なお、当省のルールとして、再委託額は50%未満にすることとなっていて、本事業も50%近くとなっています。半分ぐらいというイメージをお伝えすることは差し支えないのですが、その数字を細かく開示するとなったときに、今から責任の持てる数字を算出するのが難しいものですから申しわけないんですけども、それを示すことも今後の1つの課題として認識しておりますので、書けるようにしたいと思います。

○生島専門委員 年間のスケジュールも、どこで何をやったかとか、どれだけかという業務のボリュームがとてもわかりやすく資料に書かれているなと思ひまして、それに対応するような形でかかった経費がもう少し見えると、新規事業者さんがもっと計画を立てやすいのかなと思ったのでご質問させていただきました。

○小林室長 わかりました、ありがとうございます。

○生島専門委員 よろしいですか。ご説明いただきありがとうございます。雇用管理研

修会、仕様書で各地域ブロック2回以上、全国で45回以上開催することとあるんですけども、これは今年度の実際にやっている契約と同じですか、求めているのは。

○小林室長 はい、一緒です。

○浅羽副主査 アンケートの後ろほうにあります別紙3-5の実際の実施状況を拝見いたしますと、かなり回数が多いように思えるんですけども、まず都道府県は、多分47都道府県全部やって、かつ、複数の回数やっているところがあるので、ちょっとざっと数えると53かなというぐらいやっているんですが、これは事業者さんがみずから45回以上という契約だけでもやっているのか、それとも何か事情があってこれだけの回数をお願いしたのかとか、何かそういうことはわかりますか、今の時点で。

○小林室長 いや、事情は特にはないです。ないんですが、横表の別紙1の真ん中辺に、第2の2、(2)アのところに研修会の実施の項目があって、その数量・規模等のところに、29年度実績1,049事業主等とありますけれども、要件ではないんですが、要は参加事業主を、1,000事業主ぐらい呼んで800事業主ぐらいを雇用管理改善したいという意図があって、委託後に、これまでの流れから、いろいろ事業計画を打ち合わせしていく中で、これぐらい集めていきたいと思いますという中で、こういう回数とかが決まっていくという形になっています。ですから、事業者が自らやったというよりは、双方協議の上で共有されて、こういう結果になっているということです。

○浅羽副主査 それは新しい年度でも結果としては同じことになるのでしょうか。それとも、この仕様書からすると、最低限、45回やれば良いという……。

○小林室長 要件がそうなっているから基本的には最低限で結構です。ただ、その事業を開始するまでに事業計画を我々とすり合わせて、あまりにも隙間があいているところにはもうちょっと何とかしてくれませんかとか、できない理由をお聞きするなどのやりとりさせていただいて、なるべくいい地点で共有するというものですから、要件以上のことを無理にかけるといことはしませんが、要件の中で、我々の意図を少しでも反映できないかという相談はさせてもらおうと思っています。

○浅羽副主査 そうしますと、やはり伺っていて、総合評価落札方式のほうがやりやすいんだろうなと思いますね。向こうからの提案でバランスも含めてよりよいもの、あるいは回数、事業主のほうで、より何か積極的に提案していただくとかのほうが、直感的にはここだけを見ればですが、ほかはちょっと、私はまだわからないですけども、ここに関してはそのような感じがします。

あと、分割ということはできないのでしょうか。すごく幅広くこれだけをやるとするのは、確かに今請け負っている者であればできるだろうなど、先ほど全部再委託しているというような話からするといけるんだろうなと思うんですが、その考えは全くないでしょうか。

○小林室長 一社応札を改善しようとだけ捉えれば、本体から切り出したところの本体は改善できるかもしれませんが。例えば、研修会だけの事業にすることもできるかもしれないんですけども、今度は講習のほうが逆に一社応札になったりするので、その辺の整理、どういう形が一番いいのかというのを、答えは今持ってないんですが、検討材料としてはもちろん認識しています。

ただし、今、政策としては、求職者へのアプローチと事業主のアプローチを、まさに地域に根ざして実施するというスキームが、講習をいつやっているか、何人受けているのかというのが実態として事業者側にも自然と情報共有されたりしているものですから、一体としての成果が上がるというメリットは現実としてあります。そこでの兼ね合いも含めて、来年度に向けて検討していきたいと思っています。

○中川副主査 別紙3に関してなんですけれども、こちら情報の開示をされるご予定と先ほど伺ったんですが、平成27年から全国森林組合連合会さんがずっとこの業務をされていらっしゃると思うんですが、平成29年度の概算と平成30年度の契約金額をかなり細かく開示されているんですけれども、5,000万ほど上がっていますよね。これは何か理由があつてのことなのか、もし理由があるとすると、もし開示されるのであれば、ざっくりでも構わないのでその理由を入れておいたほうがいいのかなどという気もしたんですが、いかがでしょうか。

○小林室長 予算上の理由としては、人件費の単価が上がり予算が増えたということです。また、30年度はまだ契約額のままであるので、契約額を全て使い切ることはほぼなくて、精算をすると例年低くなるので、どのぐらいになるかというのは30年度の事業結果を見ないとわからないんですけれども、その理由もあると思います。

○中川副主査 なるほど。この別紙3を実際公開するのがいいのかどうかというのは、ちょっと最初から疑問に思ったんですが。

○小林室長 確かに今言われてみると、ほかのは総合評価……、でも、その価格は、これは最低価格でやろうとしていますので。

○中川副主査 そうなんです。総合評価だったら1つの材料としてあるかなと思うんです

けれども、最低価格による落札方式でここまで細かく開示をされて、かつ、その金額アップの説明が予算ということになるとちょっと……。

○小林室長 31年度の予算はもちろん開示いたしませんけれども、確かに予定価格は推測されうる情報なのかもしれません。

○中川副主査 そうですね。なので、例えば、もっとざっくりした数字でお出しになるとか、あるいは、今1円単位まで開示されていらっしゃるので、このインパクトが実施要項(案)の中では一番強いかなというイメージが、私自身は、すいません、ありました。

あと、もう一点、先ほどのパワーポイントにもあった人数で、実施要項(案)でいくと、15ページの下の参考例になるんですけれども、補助員に関して、上限3名あるいは上限1名という表記になっているかと思うんですけど、基本委託なので最低ラインは表示をしたほうがいいと思うんですが、上限の表示の必要性ってありますでしょうか。

○小林室長 これも予算とのかかわりから言うと、人件費が幾らで事業費が幾らですと説明して予算措置されているので、これを根拠にするとすると、予算積算上の人件費と事業費の範囲である程度仕様書に書かざるを得ないです。また、上限を撤廃すると人件費ばかりに事業者が計上してきたときに、特に最低価格の場合だと、それを是正する根拠がないので要件に掲げさせていただいているという形かと思います。

○中川副主査 基本的に委託の場合って、最低ラインを出すのは、参考としては全然オーケーだと思うんですけれども、仮に1つの業務を2人、3人でやっても、成果物が同じなので同じ金額ですというのが基本的な委託業務の考え方だと思うんですね。なので、私はここの上限という言い方にはちょっと違和感を覚えたので。

○小林室長 請け負いの契約であれば人件費が幾らかかろうが関係なく、成果物さえ納められればいいですが、これは委任契約なので、万が一成果が達成されなくても、そこまでかかった費用は最後に精算確定行為をして支払わなければいけない。そのため、過大な人件費になることをあらかじめ抑制するという目的がありまして、要は余計な人を……。

○中川副主査 とってほしくない。

○小林室長 そうです。とってほしくないと示す権利があるといえますか、委任契約の義務を課しているというか。

○中川副主査 基本的に人数単位での精算になるという考え方ですね。

○小林室長 そうですね。人数どころか給料明細を一個一個見て、我々がチェックして、最後お金を払っているんで、ただ、その方式もいいかどうかというのが、今回1つあって、

そこも懸案ではあるんですけども、総合評価にすれば、ちゃんと提案書で、体制も見えますので、それもクリアされるのかなとは思いますが。

○中川副主査 なるほど、わかりました。

あと、すいません、もう1点だけ。説明会に参加しそうな業者さんって今何社ぐらいお考えでいらっしゃいますか。想定がついていらっしゃいますか。

○熊田室長補佐 なかなか難しいとは思いますが。

○中川副主査 難しそうですね。

○熊田室長補佐 これまでも、もう一社、説明会には参加をしているところがあるんですが、実際応札には参加をしていないと。

○中川副主査 ですね。多分その部分に何か工夫をされないと、一生懸命こんなにお時間かけて実施要項をやって入札をやっても、実際、多分全国森林組合連合会さんの一社応札でしたって言って終わるような懸念もなくはないと思うので、その部分のご検討があるといいかなと。

すいません、具体的には思いつかないんですけど。

○小林室長 声かけはしよう。毎年やってはいるんですけども、ほかに研修会をやる専門のような業者もいますし、我々の局の関係でも数社はいます。ただ、林業となってくると専門性が必要と思われてしまうので、今後どれだけ専門性を排除できるかといいますか、その辺になるかと思えます。まだ工夫の余地はあるかなというふうに認識はしています。

○中川副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 長らく全国森林組合連合会さんにやっていただいたものなので、実施要項をつくるのはとても大変だったと推測します。こういった事業をやっていたのかを、実施府省のほうで把握するほうが難しいぐらい、多分、全国森林組合連合会に任せていれば済んでいた事業のような印象があるので、ここまで作り上げていただいたのは感謝したいと思うんですが、その中で、こういった講習関係で通常言われているものについて言いますと、こういった安全衛生講習とか講習の内容、本とか資料とか、従前つくられたものを新しく入った方が使えるのかどうかとか、そういったものを閲覧できるのかどうかというところを、実施要項で明らかにしていただくと非常にいいのかと思います。通常、御省のお金でやっている事業なので、つくった教材等は基本的には御省のものだと思うので、それが次の方が利用できる状況なら、それを明確にさせていただき、引き継いでいただくという

のも必要なのかなと思います。

それから、通常御省の事業の場合は、就職までつなげることが大事だということで、ハローワークをはじめとする関係機関との連携を通じてというのが重要なんだと思うんですが、全くやったことない方にとってはどうやって連携をとればいいんだろうと思うので、ここの書き方としては、連携のとり方については実施府省のほうで助言するので心配はさなくても大丈夫ですみたいなことを書くのがわりと通例かと思います。

あと、先ほどの教材との関連でいきますと、雇用管理改善モデル事例集というものもあるんですが、こういったものは新たにどんどんつくっていくことを要求されているんでしょうか。

○小林室長 毎年1冊という形です。

○尾花主査 なるほど。こういうモデル事例というのは、事前に各事業者、入札を考える方が見られる状態になっていると。

○小林室長 全然その辺に配っていますので、書いてないだけで見られるんですけど、閲覧資料として、今までの成果物、別に隠すものは1つもないので、どこかに書きたいと思います。

○尾花主査 わかりました。それは紙媒体ですか、それともウェブ上にあるんですか。

○小林室長 ウェブ上に開示する準備がまだできてなくて、それは来年度からかなと思っ
ていたんですけども、紙では開示できます。

○尾花主査 なるほど。開示に努めていただくのがいいのではないかというふうに。

○小林室長 ホームページに一部載っていると。

○熊田室長補佐 載せられるものは、今現状で載せています。

○尾花主査 わかりました。あと、それから、16ページの事業の質の設定のところ、
(3)のアとかイとかで、67%以上、80%以上という最低水準の記載があるんですけども、
こう書くと義務の内容になってしまうんですが、そういうご意向で書かれている
んですよ。

○小林室長 我々としては、義務のつもりはございません。これぐらいの水準を求める事
業という意味なんですが、一方で、実はこの委託業者には関係ないんですけども、この
事業の政策的な目標として求められている数字がこれになっています。

○尾花主査 書き方の問題でいくと、努力目標と書くと義務の内容ではないんですが、こ
ういう書き方をすると、義務で、形式的には事業者の違反になってしまうので、また、事

業者さんが見たときに、これを見ると、これができないときは違反なんだと思われると思うので、努力目標と書くか何か、最低限度の水準と書いてあるので、そこはちょっと気にしていただくといいのかなと思います。

○小林室長 わかりました。最低限度の水準と書いたのは、様式というか、これまでの例がこうだったのもあったんですけども、我々の気持ちとしては、もっと上回ることでいいんですよというのが言いたかっただけでした。

○尾花主査 でも、そうすると書いていただいたほうが、基本的に実施要項って、実施府省さんのこういうことをちゃんとやってくださいというメッセージなので、やってほしいことであればきちんと書かれたほうがいいし、そこまで要求していなくて、ハードルが高くなることであれば削除していただくほうがいいという形で私どもは拝見しているので、もしそこで御省のメッセージがうまく伝わっていないようであれば、もう伝えていただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、こういった事例を幾つか検討させていただいたのでわかるんですが、水準の設定として、受講者をこのぐらい獲得してくださいというのが、まだこの実施要項では書かれていないということでしょうか。いろいろな講習はやっても、開いたところ誰もいない講習に対して御省がお金を払うというのは効率が悪いので、おそらく3億何千万の事業についての費用対効果的なことで見ると、なるべく多くの方に受けていただくというのがまず第一歩かなと思うんですが、そのあたりの御省のお考えというのをここに伝えるということはされない？

○小林室長 いや、講習者数は要件で1,000人以上と、そっちは最低水準として書いています。

○尾花主査 これは1,000人以上の事業計画をつくりなさいと書いてあるだけですよね。

○小林室長 そういう意味ではそうですね。

○尾花主査 なので、かつ、今回の場合は、もしそれが御省のメッセージならば、1,000人以上集めてくださいという書き方をされたほうがいい。ただ、おっしゃるとおり、事業計画に書いたことは守るべき内容になるので、最終的には義務の内容というふうにも解釈、確かにできますので、それでもいいとは思いますが、そういった観点から、ほんとうに御省にとってやってもらいたいことを書くのは必要なのかなという点が幾つかございました。あと、過度な負担にならないように連携は手伝う、過去の教材も利用できるという

ようなことを書いていただくと新しい人は入りやすい。もしそれが普通にお考えになっていることなのであれば、要項に書いていただくと非常によろしいのではないかと思います。

○小林室長 わかりました。検討して書き加えたいと思います。

○尾花主査 はい、そうしてください。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 いえ、特にございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思いますので、厚生労働省におかれましても、そのようにご承知おきの上、対応をお願いいたします。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や検討したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○小林室長 ありがとうございました。

（厚生労働省退室）

— 了 —